

STOP！転倒災害プロジェクト実施要綱

厚生労働省北海道労働局

1 趣旨

厚生労働省と労働災害防止団体は、平成27年1月から「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を開始し、翌年1月からは「STOP！転倒災害プロジェクト」として拡大し、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）の2割以上を占める転倒災害の防止を重点として継続的に取り組んできた。

しかしながら、北海道の転倒災害は、依然として死傷災害の中で最も件数が多く、3年連続で増加している。

当局においては、2022年までに死傷災害を2017年比で5%以上減少させることを目標とした第13次労働災害防止計画を策定しており、達成のためには、更なる取組が必要である。

こうした状況を踏まえ、当局では、転倒災害の防止に関する意識啓発を図り、職場における転倒リスクの総点検と、必要な対策の実施により、職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境を実現することを目的とするため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を継続して実施するものである。

また、プロジェクトの実効を上げるため、全国安全週間の準備月間である6月及び、転倒災害が多発する12月から翌年3月まで実施する「北海道冬季ゼロ災害運動」期間を重点取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認と徹底を行うとともに、本格的降雪前に準備期間を設ける。

2 主唱者

北海道労働局、中央労働災害防止協会（北海道安全衛生サービスセンター）公益社団法人北海道労働基準協会連合会、建設業労働災害防止協会北海道支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会北海道総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会北海道支部

3 実施者

各事業場

4 主唱者の実施事項

転倒災害は全ての業種に共通する課題であるが、その防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的

に参加することが不可欠である。このため、事業者に対し「転倒災害は労働災害であること」の理解を促すとともに、労使が一体となって、職場の安全意識が醸成・浸透されるよう意識啓発を図り、北海道労働局と各労働災害防止団体がそれぞれ自らの強みを生かして、以下の対策を展開する。

(1) 北海道労働局、労働基準監督署(支署)の実施事項

- ア 視聴覚教材を含む転倒災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布
- イ ポータルサイトによる転倒災害防止対策に有効な情報等の周知
- ウ 本プロジェクトを効果的に推進するための第三次産業をはじめとする各種団体等への協力要請
- エ 「STOP! 転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した事業場（特に第三次産業）への指導
- オ 「北海道冬季ゼロ災運動」の周知啓発

(2) 各労働災害防止団体の実施事項

- ア 会員事業場等への周知啓発
- イ 事業場の転倒災害防止対策への指導援助
- ウ 転倒災害防止対策に資するセミナー等の開催、教育支援
- エ 転倒災害防止対策に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
- オ 転倒災害の防止に有益な保護具等の普及促進

5 実施者の実施事項

(1) 重点取組期間及び準備期間に実施する事項

- ア 重点取組期間（6月・12月から翌年3月）の実施事項
 - (ア) 安全管理者や安全衛生推進者が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - (イ) 「STOP! 転倒災害プロジェクト」パンフレットにあるチェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発、職場巡視等により、転倒災害防止対策の実施（定着）状況の確認
 - (ウ) 12月1日から翌年3月31日まで実施する「北海道冬季ゼロ災運動」の取組事項の順守及び徹底
- イ 準備期間（本格的降雪前）の実施事項

(ア) 労働者に対する積雪、凍結等の気象状況における注意喚起

(イ) 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

<設備・作業環境等>

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

ウ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

エ 危険箇所の表示等の「危険の見える化」の推進

<作業行動等>

ア 決められた安全な通路の通行

イ 作業内容に適した防滑靴やプロテクター等の着用の推進

ウ 転倒災害防止のための安全な歩き方、作業方法の推進

エ 服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行禁止の徹底

オ スマートフォンを操作しながら歩く等「ながら歩きの禁止」の徹底

<安全衛生教育等>

ア 視聴覚教材等を活用し、転倒災害及び防止対策の繰り返しの注意喚起

イ 転倒予防体操の励行

<点検・管理等>

ア 事業場内の高年齢労働者（特に女性）が就業する箇所を確認し、上記事項の重点的な実施

イ 定期的な職場点検、巡視の実施

ウ（必要に応じて）設備管理者への危険箇所の改善の要請

